

桑名市教育委員会議事録

平成 27 年 6 月 30 日（火）教育委員室において、桑名市教育委員会 7 月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（6 名）

教育長	近藤 久郎	教育委員	大橋 昌宏	教育委員	米田 真理
教育委員	伊藤 茂一	教育委員	松岡 守	教育委員	稲垣 陽子

（欠席者 なし）

出席参与者

教育部長	石川 昭人	教育総務課長	山下 範昭
指導課長	山川 真史	学校教育課長	高木 達成
人権教育課長	小森 和彦	学校・園再編推進室長	山下 謙一郎
指導課主幹	谷岡 伸悟		

書記氏名

郡 厚、金澤小百合

傍聴人

なし

議題

1 審議事項

議案第 34 号 桑名市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

2 協議事項

幼稚園再編に伴う対応について【非公開】

学校の適正規模・適正配置について【非公開】

3 報告事項

幼稚園再編計画について

3 学期制移行に関する保護者周知文について

小・中学校における課題対応について【非公開】

4 連絡事項

有識者からの意見聴取【非公開】 7 月 10 日（金）

市長との総合教育会議 7 月 16 日（木）

8 月の教育委員会定例会 8 月 10 日（月）

9 月の教育委員会定例会 8 月 31 日（月）

(午後 1 時 00 分開会)

(教育長)

ただいまから平成 27 年 7 月教育委員会定例会を開催いたします。それでは私が進行させていただきます。なお、教育長および教育委員のうち米田委員が遅れていらっしゃいますが、教育長及び教育委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により本委員会は無効に成立していることを報告させていただきます。

まず、お手元に点検・評価の報告書案をお配りしておりますが、これは 6 月 4 日に皆さまから点検・評価報告書の原案に対してご意見をいただきまして、事務局のほうで修正のうえ作成させていただいたものでございます。ご案内のとおり 7 月 10 日に外部評価委員の方をお招きして意見聴取をさせていただこうと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。また目を通していただきたいと思ひます。

それでは早速ですが本日の議事の方に入らせていただきたいと思ひます。本日の議事のうち非公開とさせていただきます事項が本日もございます。

事項書をご覧ください。事項書の 2 番協議事項の「幼稚園再編に伴う対応について」、「学校の適正規模・適正配置について」と、事項書の 3 番報告事項の「小・中学校における課題対応について」の 3 点を非公開ということにさせていただきますと思ひます。

「幼稚園再編に伴う対応について」と「学校の適正規模・適正配置について」の 2 件につきましては、今後の再編に関する内容が入っております。もう一つの「小・中学校における課題対応について」につきましては、児童生徒の個人情報を含むものとなっております。

これら 3 件につきましては、桑名市教育委員会会議規則第 5 条により、会議を非公開としたいと思ひます。

会議を非公開とすることにつきまして挙手を求めたいと思ひます。非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

出席委員の全員一致ということでございますので、非公開にさせていただきます。

(教育長)

それでは、事項書 1 番審議事項の議案第 34 号「桑名市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長)

教育総務課長の山下でございます。

それでは、議案第 34 号桑名市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正についてご説明いたします。

この私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業は、私立幼稚園の健全な運営に資するため、私立幼稚園の設置者が保育料、入園料の減免を行う場合に設置者に対し、補助金を交付する事業であります。これは幼児教育に係る保護者負担の軽減を図るものであります。

補助対象経費といたしましては、入園料、保育料の合計額とし、それに対し、世帯の所得割課税額や世帯構成によって補助限度額を定めるもので、この 4 月の国の補助基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 34 号をご覧ください。こちらの下から 7 行目に金額が書いてあります。ここを読まさせていただきます。

別表第 1 中 199,200 円を 272,000 円に、253,000 円を 290,000 円に改め、備考 1 を削り備考 2 を備考 1 とし、備考 3 を備考 2 とし、備考 4 を備考 3 とする。別表第 2 中、253,000 円を 290,000 円に改め、備考 1 を削り、備考 2 から備考 5 までを 1 つずつ繰り上げるとあります。

次のページに改正前がございまして、その次のページに改正後があるということですが、わかりやすいように別途資料を用意させていただきましたのでご覧ください。

今回、変わりましたのが保護世帯の下、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯の欄の第 1 子と第 2 子です。まず、上の段が別表でいうと第 1 にあたりますが、第 1 子または兄姉が幼稚園に同時就園しているというところです。こちらの中で、補助限度額が第 1 子の 199,200 円が 272,000 円に、第二子の 253,000 円が 290,000 円に変わっております。その次の下の段は別表第 2 になりますが、お兄さんお姉さんが小学校 1 年生から 3 年生にみえる方の妹さん弟さんの額で、こちら市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯が第 2 子において 253,000 円が 290,000 円に変わるものです。

今回、備考 1 を削除して、すべて繰り上げていることについてご説明いたします。先ほどの表によりますと、改正前の別表第 1 の備考欄 1 がなくなっております。

こちらは、平成 24 年度の税制改正におきまして年少扶養控除が廃止となり、市民税の課税額が高くなる、ということは逆に補助限度額が引き下げになり、実質不利益となる事例が発生することから、この備考 1 で調整をまいりました。

平成 27 年度におきましては、年少扶養控除廃止から一定の期間が経過したということを経由して国が、調整分、激変緩和というものを無くして、年少扶養控除廃止後、現行制度上の中の市民税課税額で階層区分を判定することにしたことにより、備考 1 で調整してきたことが必要なくなったことによるものです。議案に関する説明は、以上のとおりです。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(教育長)

それでは、議案第 34 号についての説明がありました。この審議事項につきまして、ご質問、ご意見がございましたら出していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(稲垣委員)

これは誰が喜ぶことになるのでしょうか。

(教育総務課長)

最終的には保護者の負担軽減ということになりますので、保護者の方にお金が行きます。幼稚園を経由して保護者にお金が行きます。

(稲垣委員)

どういう保護者が喜ぶのでしょうか。

(教育総務課長)

こちらの表でいきますと、階層が進むごとに1、2、3、4とあります。一番上は生活保護世帯における最高限度額は私立の年間利用額が308,000円と見込んでおりますので、それが最大で世帯に補助金が行きます。あとは、階層が下がるごとに、所得が少しずつある世帯となり、2つめは非課税世帯、3つめは77,100円の課税額があり、一番下は212,000円となり、段階的に補助限度額が決められており、所得を調べたうえで割り当ての部分の補助を幼稚園に出します。低所得世帯の保護者負担軽減となります。国は最終的には保護者負担をゼロにする方向であります。

(教育長)

ほかの委員さん方はよろしいでしょうか。ないようでしたらこれを持ちまして採決を取りたいと思います。それでは、議案第34号「桑名市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について」を挙手により採決いたします。

(午後1時12分 米田委員到着)

(教育長)

米田委員が到着されました。事項書の1番議案34号の審議に入っているところです。簡単に説明しますと、私立幼稚園就園奨励費の補助金の一部改正についてということで、低所得の方の補助を少し上げるということでもあります。よろしく願いいたします。

(教育総務課長)

表の修正をお願いいたします。

この表の左上の生活保護世帯の第1子、229,200円とありますが、改正前も308,000円となっておりますので、訂正をよろしくお願いいたします。

(教育長)

要するに、低所得の方が私立の幼稚園に行った時の補助金を少し上げましょうということですね。

(教育総務課長)

はい、今回は非課税世帯だけ国が基準を変えたということですので、国の基準に合わせるという内容になります。

(教育長)

それでは、議案第34号「桑名市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について」を挙手により採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。賛成多数と認めます。本議案は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、事項書3番 報告事項の「幼稚園再編計画について」事務局から説明をお願いします。

(学校・園再編推進室長)

学校・園再編推進室長の山下でございます。

報告事項「幼稚園再編計画について」ご報告いたします。

この6月議会におきまして、保健福祉部長より平成29年度の光風・多度・長島の各中学校ブロックと平成30年度の陽和中学校ブロックに設置予定であった認定子ども園について、設置場所等の決定を慎重に進める必要があるということで延期をするという答弁がされております。

平成29年度につきましては、現在の厚生館保育所が持つ桑名駅東側から徒歩圏内という地理的利便性が損なわれない方法などを検討していきたい。また、平成30年度の陽和ブロックにつきましても、山崎乳幼児保育所を中心とした認定子ども園を設置することとしておりましたが、平成29年度の再編計画の延期に伴い、同様に延期したいということでございました。

事務局といたしましても、認定子ども園につきましては、保健福祉部とともに子ども子育て支援事業計画との整合性及び今後の社会情勢など注視しながら検討してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(教育長)

ただいまの報告事項について、ご質問、ご意見はございますか。

(伊藤委員)

適切な場所等を配慮するというで延期されるということですが、最初の再編計画の時にそのようなことは考えていなかったのか、ということに関しての説明がないことが、そんな程度の計画だったのかと思いました。

今後の小学校の再編にあたって、計画だけ作って用地が無いということは恰好が悪すぎると思います。この間できたばかりでもう延期ですということになると、子どもが計画したようなことになるので、これでどうこうということではないですが、小学校を計画するときに、そういうことも含めて考えないと、単純に合わせるだけではいけないということを皆で認識しないとけないのではないかということでは言わせていただきました。

(学校・園再編推進室長)

今後の用地のことにつきましても、また、小学校の再編計画につきましても用地のことを考慮しながら計画を策定していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(大橋委員)

長島と多度に関しては用地の問題はなく、法的な制約は別として、すぐにでもこども園を作ることはできると思いますがなぜ駄目なのか。それは政治的判断によるものであるのか、それともやる気がなくなったのでやめるということなのか、きちんとっていただきたいです。

幼稚園の再編計画は3度断念しており、関わっていただいた方々の血のにじむような努力でここまで進められてきたんですよ。認定こども園を作る話になった時に、旧桑名市の認定こども園についてはわかりませんが、長島に関してはここに認定こども園ができますという設定のところ長島第二幼稚園になったし、多度に関しても、初めから認定こども園にするつもりで進めてき

たので、これも延期するというのはどうしてなのか。納得のいく説明を地元にしていただかないと、初めから長島中部幼稚園でよかったのではないかということになると思います。昨年までは、そう進めていて、今年に入ってやっぱりやめますというのは納得がいかないと思います。

(教育長)

以上でございますが、ほかに関連してご意見がございましたら、よろしいでしょうか。

(教育部長)

先ほどの委員さんのご意見はごもっともな部分が多々あります。ただ、現時点で言うと、とりあえず延期をさせていただくというだけのご説明ですので、今後、断念するのかいつごろまでの延期なのかを示すのが当然かと思いますが、現時点ではそこが未定となっております。その点に関しては申し訳ないと思っております。

もう一点は、今後のことについては、保健福祉部とも協議してまいりますので、お願いしたいと思います。それから、やるのであれば、揃ってきちんとしたものであるという考えがありますので、多度と長島だけということではなくて、全部の計画も含めて考えたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(大橋委員)

どこが延期しようということの震源地なのですか。教育委員会でしょうか、それとも福祉部なのでしょうか、それとも桑名市なのでしょうか、それとも国の政策なのでしょうか。誰が言い出したことなのでしょうか。認定こども園に関しては非常に楽しみにしておりました。私も応援しておりました。最近は何部が軽視されているように思えます。長島や多度では、合併によって断念されたことは多くあります。補助金をはじめとして、交通安全のヘルメットですらなくなりまして。そのような中で認定こども園に向けて視察を続けてきました。そこで急に延期と言われて、ここで初めて聞いた話ならともかく、長い間取り組み続けてきた私からしてみれば、ここにきて断念ということはなぜなのか、もう少し納得のいく説明がほしいです。国や市の方針であればそのように言っていただきたいですし、教育委員会の方針でしたら、それは納得がいかないと思います。

(教育長)

私から答えるのもおかしいですが、私も長い間、取組を続けておりましたが、非常に楽しみにしておりました。教育委員会から延期を申し出たことはありません。これは信じていただきたいと思います。しかし、いろいろな調整の中で延期せざるを得ない状況になっているということでございます。認定こども園については、実は再編計画にも国の動向とニーズ調査の結果を見据えて検討すると文言になっています。

ただ、私どもとしては延期をして、いつまで延期するのかははっきりしていない状況です。その中で幼稚園の再編はやっていくのかやっつかないのか、突きつけられている状況であると思っておりますので、認定こども園を延期していく中で幼稚園の再編はどうしていくのか、これはご議論いただきたいと思いますので、よく検討させていただいたうえで教育委員会にも提案させていた

だきたいと思います。現状としてはそのような状況でございます。納得のいかないところは、私どもも全く同じ思いをしているところですけども、まずはニーズ調査と国の動き、それから保育所の建替えの問題が頓挫しているという状況が現状としてございますので、それらを踏まえて6月の議会では延期をするという答弁があったということです。この時期にやらないと実施設計の予算がつけられないということもありましたので、このような答弁になったのだと思います。

私どもとしては、教育委員会がどうするのかということを保健福祉部ともう少し詰めてどのような方向でいくか議論していかなければならないと思っています。

(伊藤委員)

保健福祉部から相談はありましたか。

(教育長)

ありました。

(米田委員)

議会で決まったので今更どうしようもないことは重々承知ですが、平成29年になくなることで、精義はもともと休園でしたのでいいのですが、修徳の人とかで、これなら私立に3歳から入れようかなという決定を個人のお宅でしているのに、やっぱり平成29年はそのまま残ることになりましたという時の個人の怒りのやり場はどうしたらいいのでしょうか。そんなところと変えられるのかということです。用地に関しても、ここに作るのは危ないのではないかということ、私も申し上げて参りましたし、そこを地域の方に飲み込んでいただいてという話もありましたが、そんなに簡単に変わるものなのかという思いがあります。それから来年度予定のところを一括して延期ということに関しましても、長島と多度もスタートできないのはなぜなのかと思うところもありますし、どのような理由でという部分がはっきりしていないと誰も納得できないと思います。

(大橋委員)

議会はスムーズに納得されたのか。

(教育長)

スムーズではありませんでしたが、周知をしっかりとやるようにということでした。延期することは致し方ない事情があるのだろうという納得はありましたが、そのうえで、市民の方々にしっかりと説明しなさいということと、募集時期に周知を行うだけでなく、当然、3歳から絡んでくることですので、その部分での配慮もしっかりするよというご意見をいただいております。早速、その対応はやらしていただいているという状況でございます。

(大橋委員)

つまり、そういうことを全然やっていなくて、認定こども園にしますという話が去年あたりから進められていたということですか。

(教育長)

それにつきましては、再編計画の中の認定こども園については、ニーズ調査と国の動きを見て検討するというふうになっています。

(大橋委員)

多度なんて認定こども園としてやるもやらないも同じ敷地に建っている。何が計画を阻害しているのかということです。幼稚園長と保育園長が2人いらなくなって、1人になってしまいますよとか。

一宮市に視察した際に、1歳から3歳までと幼稚園児を一緒にしていますが、午後2時になると1歳から3歳はそのまま、4歳・5歳の子、幼稚園の子は帰ってしまいますが、そうでない子はそのままお昼寝やお話の時間で隔離されてしまいます。預かりの子は預かるところでいて、スムーズな区別があって、それが法的にいいのか悪いのかは別として、認定こども園として認められていけばよりよくなるのではないのでしょうか。視察をした当時は法的整備もなされておらず、これから進めていくということでした。

遅れているのであれば、ストップするのではなく、長島と多度は整備を進めていく方向で検討し続けてもらって、土地がない旧桑名市はそれが整備できるまで置いておくといわれれば納得できます。現在、長島は道路を隔てていますが、多度は同じ園内で遊んでいるんですよ。しかし、多度の幼稚園と保育園で職員室など、何から何まで分けられています。それを1つにすることがなぜできないのか。そういうことが納得できない。

(教育長)

おっしゃることはよくわかります。実は認定こども園制度は、これまでは文科省と厚生労働省のそれぞれで進めていきましたが、昨年度から内閣府が一本化したので、少し事務的な手続きが簡略化されました。全国的には事務手続き待ちであった方々が参入されて数は増えてきています。全国的にみるとそれほど膨大な数ではないのですが、桑名市の実情を申し上げますと、たとえば、長島と多度を認定こども園に移行したとすると、認定こども園の制度に参入しようとしているのは公立だけではなくて、私立もかなりあります。そのことについては私も最近わかってきたことですが、認定こども園にするとその窓口はどこがやるかという、当然一本化はされていきますので、桑名市の場合でしたらおそらく福祉部門になるだろうと。子ども家庭課あたりがやるのではないかということになってくるわけですが、その時に幼稚園が教育委員会から切り離されていくことになります。教育委員会は、就学前に関してはノータッチにするという自治体もあるのですけれど、その辺の検討もしなければならぬと思いますが、認定こども園制度全体を作っていくとですね、確かに多度はすぐにやれる環境はあるんですけど、そういう部分に踏み込むとですね、私立の参入についても当然認めていくことになりますので、ちょっとこのところは様子を見なければいけないということと、ニーズ調査の結果を私も見せていただいたのですが、幼稚園を希望する、第一次認定の方と、二次認定の幼稚園希望の方を合わせて1,468人くらいの方が、全体で希望されています。ところが、私立幼稚園は5つありますが、その定員だけですでに1,800人あります。それを上回ってくるようなことがあればですね、認定こども園という話とか、幼稚園ということもあるのですが、このままいくと、それぞれ子どもたちを、奪い

合っていくような形になりまして、結局のところは、私立幼稚園と公立幼稚園と私立保育園で考えていくと、認定こども園を作って短時間保育の子どもを作っていくことによって、キャパがもう少し膨らんでいってしまいます。それを含めながら保健福祉部と一緒に考えているところです。

それと、国の動きの中で今まで幼稚園と保育所ということで幼保連携型というのでうちは認定こども園をやろうという形で、4パターンあるんですが、そのうちの幼保連携型で行こうという話で進めてきたのですけれども、以前は幼稚園舎と保育所の園舎が別の寄りあい所帯でよかったですけれども、今度は完全に一本化しなければならないような姿になります。ちょうどこの再編計画のできるくらいにそれが決まりました。そのようなことも含めて今の考え方で幼保連携型にしようとするのと相当無理がある。保育所型になっていく可能性が高いと思いますので、そのあたりを見ていくと、教育委員会が考えていたような幼保連携型にできるのかということと、私どもの裁量だけで行くと、今の幼稚園の主任は、新しくできる認定こども園の園長に半分くらいは欲しいと、4つ作ったら1つか2つは欲しいなということを思っていたのですが、そこまでもいけないような状態がありますのと、当然、身分の一元化の問題も絡んでいまして、そこらへんがかなり複雑になってきている状況です。

市民の方々から言うと、できるところからやりましょうという考え方は当然あると思いますので、多度からやりましょう、あるいは長島からやったらどうですかというのはあると思いますけれども、背景にいくつかの問題があるということは当然予想もついたことなのですが、未だに解決されていない状況があります。そのようないろいろな絡みの中で、延期というような結論を出したということです。

(大橋委員)

わかりましたが、延期という言葉が非常に。やはり継続審議が。延期しますだと止めましたということになると思います。そうではなくて、認定こども園にするのが本当は嫌なのかと、身分の問題で幼稚園の先生が、学校教育から離れていく。子どものためを考えたら、たとえば再編だけすればいいと思います。2つの幼稚園を1つに合わせるのは、同じ教育委員会でならいいけども、保育所と幼稚園だと嫌だと。幼稚園も保育所も同じ桑名市の職員なんだから。それをどっちがとるかという縄張り争いをするのであれば、それはみっともない話であると思います。

子どものことを考えて幼稚園保育を任せる、たとえば、保育園できちんと幼稚園教育もできるというのであれば向うに任せてもいいと思います。それを、広報か何かで、桑名市だよりできちんと納得できるように説明できるように、書いていただきたいです。私に聞かれても知らないと言わざるを得ないです。自分に聞かれても知らない、自分も尋ねたが分からない、そんなことであれば、教育委員会などいらぬのではないかと。

この場で初めて連絡されて、私が反対して、まあまあと抑えつけられてしまって終わりでしたら、そのようなものを教育委員会で審議する必要がない、私はそう思います。そのような形骸化された、教育委員会をないがしろにしようというのであれば、それはいいけれども、そのような議会で提案されたことすら今日初めて聞きました。前の教育委員会の時にこのことはわかっていたら、仕方ないですが。

(教育長)

わかっていませんでした。状況はかなり急転直下なところがありましたので、私たちにも相談はありましたけれども、それも議会が始まる少し前にあったという状況でした。

(松岡委員)

ということですが、意味合いはどういうことですか。しばらくは検討をしないということか、それとも調整がつかずに計画どおりには進まなかったけれど、早急に議論を進めてなるべく早い時期に実施するということなのかそういう意味合いなのでしょうか。

(教育部長)

核心の部分を問われているので、現時点では何ともお答えしようがないところが正直なところでございます。ただ、放置しておくということはありませんので、これは早急に審議をして、どうしていくかということは当然考えていきますので、そこでご容赦いただきたいと思っております。

(教育長)

改めて教育委員会の方にも提案させていただきます。

(教育長)

よろしいでしょうか。なかなか納得がいかないところではあると思っておりますが、次へ進ませていただきたいと思っております。

それでは、次は、報告事項の2つ目でございます。「3学期制移行に関する保護者周知文について」事務局から説明をお願いします。

(指導課主幹)

指導課主幹、谷岡でございます。

平成28年度からの3学期制の実施につきましては、すでに昨年度の12月の教育委員会において確認をいただいているところですが、今回は、保護者のみなさんへの周知について、ご報告させていただきます。お手元の資料、「平成28年4月から新しい三学期制が始まります(案)」をご覧ください。

現在、このような保護者向け周知文案を作成しておりまして、昨年度、桑名郡市二学期制検証委員会にて協議をいただいた木曾岬町の教育委員会、校長会、桑名市PTA連合会等に確認のご意見をいただいている最中でございます。この後、最終的な調整を済ませまして、夏休み前の懇談会等において、各幼稚園・学校を通しまして、保護者の皆様へ周知を進めてまいりたいと考えております。なお、木曾岬町におかれましても、概ねこの文案のとおり、同じ時期に保護者の方々に周知を行うと聞いております。

(教育長)

ただいまの報告事項について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

(米田委員)

給食の実施に関してです。チランの方には三学期制が実施されても、給食の実施についてはこれまで通り変わりはありませんとありますけども、言い切ってしまうても大丈夫ですか。要するに、夏季休業や冬季休業の前の最終日はこれまで終業式などではなかったのですが、給食はありましたが、我々のころの三学期制のころは、終業式は午前中に終わるので給食がないパターンでした。中学校でも、三者懇談と3限までの授業の時は給食がないんですね。これを言い切ってしまうと、今まで通りかということ、保護者が気になるのは、お弁当持たせないといけないのか、家に帰ってきてしまうのかということなので、これは言い切ってしまうても大丈夫なのかと思いますが、いかがでしょうか。

(指導課主幹)

去年の二学期制検証委員会で検討していく段階で、給食の変化は実際には二学期制から三学期制へ移行があったとしても、その議論と給食を確保して提供していくということは、直接関係したのではなく、時間数確保の上で見直しが行われましたけれども、逆にそれが連動してまた戻すといったものではなくて、きちっとした給食で保障しているということをして続けてやっていますので、そこについては変わらないということをして昨年度、協議の中でも確認をした事項です。それをそのまま記載させていただいておりますし、この方向でということをして去年の議論の中では考えております。

(伊藤委員)

校長側でやめますということがないように。

(米田委員)

理念として変わらないのと、実際問題とは大きく違ってくるので、そのあたりをよろしく願います。

(指導課主幹)

その点につきましても、今年度の校長会の方にもすでに話をし、確認をしております、当然そのような校長側でカットするというようなことについても、心配されたようなことがないようにということで確認をさせていただいておりますが、もちろんそのつもりですというような回答をいただいております。

(伊藤委員)

中学校は、カットすることはありますか。中学校は給食がなかった時期があると思いますが。

(米田委員)

三者懇談会で3限授業の時は、給食がないので、部活動が昼からすぐにある場合は、1人は弁当を持たせまして、もう一人は体育館を使う部活ですので、時間で体育館を分け合わなければならないので、一度帰ってお昼を食べた後に1時から再登校になりました。1人作るのであれば、もう1人も作って持たせても同じなんですけど、食べる場所がないというので、それなりの頻度で

給食のない日があると思います。

(伊藤委員)

先生はどのようにしてお昼を食べているのでしょうか。すぐに三者懇談会が始まるのであれば、先生は食べる暇がないと思いますが。

(米田委員)

11時半に授業が終わり、三者懇談会は1時からですので。

(教育部長)

基本的に小学校と中学校の違いは三者懇談会の所だけです。もちろん学校行事は次元の違う話であると思いますが。現時点では多くの学校は三者懇談会の時は給食はありません。その中で、体育館の割り振りは学校独自のものですし、校区の広さも当然ありますので、そのような状況であると思っています。

ここでお示したのは、誤解があるのかもしれませんが、これまで通りというのは、先ほどおっしゃられた、終業式などの半日の時は給食をしませんというのはやりませんということです。ただ、ご要望として三者懇談会の時は逆に言うと学校の方で給食をすることもできますので、それはまた違う意味のご要望として保護者からいただいている場合もありますし、教育委員会として統一して、絶対にそれはやめてくださいというような話もしていないところが正直なところです。ですから、ここで示させていただいたのは、表現はまた考えたいと思いますが、今まで通りのいわゆる、終業式に変わったから給食がなくなるという意味合いではないということが一番伝えたいところでございます。一方で、三者懇談会の話はまた別のものとして新たに給食を始めるということで、ここにお示したわけではないです。

(米田委員)

三者懇談会のことはあくまで一例であり、学校ごとのことであるということも承知しております。ですが、これを見るといわゆる終業式と始業式の時はどうなるのでしょうかということが気になりました。

(教育部長)

表現に関してはもう一度検討させていただいて、誤解がないように改めたいと思います。

(米田委員)

この表現だとなくてもいいのかと勝手に思いますので。

(教育部長)

今までのように、終業式や始業式では給食がなくなるのか、なくなる日が何日か、昔はおよそ3日ほどありました。そのように戻るのではないかとのご心配の声をいただいておりますので、何らかの形で入れてほしいという要望もいただいております。並列というのはあまりにも大げさで

すので、欄外にするなど工夫をさせていただいて、給食の方はどのような形ででも入れたいとは思っております。

(教育長)

要するに、今年と変わらないということですね。

(教育部長)

そうですね。ですので、給食の回数が単純な話でいうと、減るわけではないです。

(米田委員)

そのようなキーワードがあるといいですね。

(稲垣委員)

そうですね。給食の回数は今までどおりですか。

(教育部長)

では、給食の回数は今まで通りですというような表現に改めさせていただいて、少し意味合いが違いますので、欄外の米印などにしようかと思えます。

(米田委員)

今年度と同じですという表現ではいかがでしょうか。これまで通りだと、これまでが二学期制と以前の三学期制のどちらを指しているのかということもありますので。

(大橋委員)

二学期制では給食を確保して、親が弁当を作るという負担をなくすというのが目玉でした。それが、保護者会なので無しというようなことは後から追加されたことであると思えます。一番最初に作られた時の理念というのが、なぜ二学期制になったかというところの根本は、夏休みの間に一学期からやってきた授業についていけない子どもを何とか補習して、助けるということでした。そして先生の勤務時間に関して、夏休みは休みという意識がありました。しかし、いろいろなトラブルがあり、夏休みは勤務期間という意識を持つように多方面から言われました。夏休みや冬休みの期間に、そのような子を指導してあげてほしい。そのようなことが長いことあって、この二学期制になってきたと思えます。それを、だんだん先生が怠けたのかどうかはわかりませんが、夏休みに補習をするわけでもなければ何をするわけでもない、クラブ活動などは、テストを残したままで部活をやるのは、選手が気持ちの統一ができないので駄目だということに押されて、三学期制に戻そうと。三学期制に戻すと、昔の先生方は、三学期制であれば終業式が終われば新学期まで会わないというような意識だと思えます。すると、たとえば学力向上など、多くのことが言われていますが、私は学力を上げるばかりがいいとは思いませんが、たとえば福井のように、児童の学力が上がることで人口が東京に流出するというようなことになることもあると思えます。でも、夏休みにわからない子どもを助けてあげて、9月になったらテストが

あると。それが二学期制になって、前期と後期ということで、たとえば生徒会でも取り組み方が違っていましたが、また三学期制に変わった場合、前期後期の生徒会の考え方もしにくくなります。そのようなこともあると、取り入れることはプラスの面とマイナスの面もあると思いますが、今回、マイナスの面は消していってもらって、プラスの面が活かされるような努力をしてもらいたいと思います。学校の先生方にも、テストをみて、通信簿が1の子を2にするためには二学期にはどのような勉強をしたらいいのかということで、先生方が補習をすとか。給食でも保護者会だからと言って家で弁当を食べるようにとって家に帰してしまうのはどうかと。先生が食べてないだったらいいけど、先生は出前を取って食べているのに子どもたちは家に帰らせるというのはおかしいのではないのでしょうかといわれたときに、どのように対応するのでしょうか。教育委員会が対応することでもないと思いますが、校長にどのように対応させるのかということはきちんと決めておくことが大切であると思います。なんでも教育委員会にということではいけないと私は思います。もう少しそのあたりをきちんと考えてもらいたいです。

(教育長)

確認をさせていただきたいのですが、私も教育委員会には二学期制の時にありましたので、今大事な点をおっしゃっていただきましたように、教育委員会として把握している、あるいは現場と一緒にやらせていただいた中では二学期制への移行には3つの趣旨があって、1つ目の目的は時間数の確保、これはゆとりへの学習指導要領の改正によって内容が三割カットされた、その時に、次に平成15年の改定の時には、脱ゆとりというのが言われまして、実際には平成18年、19年に小、中と降りてきた時に、時間数はそのまま、内容が入ってきました。そして全国の様々なところで夏休みを削ったり、二学期制に移行したりということがあって、桑名市もその一環として行おうということで、大事な目的は時間数の確保だった。2つ目の目的は、今、大橋委員がおっしゃったように、先生たちの意識改革、3つ目が子どもたちのリズムを作るということで、今の夏休みに補習をしたり、三者懇談会をしたりということで、3つの大きな目的があって変わってきたということです。

特に言われましたのが、中学校の芸術教科ですね、音楽、美術、技術、家庭あたりが、評価時間が短く、その時間がないためにしっかりと評価ができないというようなことも言われまして、その時にはそれだけの時間がありませんでした。

ところが、平成20年に告示のあった、今でいうと現行の学習指導要領、平成23年に小学校、平成24年に中学校になった学習指導要領においては、時間数は十分確保できた。というのは、小学校低学年では2時間増えましたので年間70時間、小学校3年生から中学校3年生までは1時間ずつ増えていますので年間35時間という時間が確保できました。それに加えて、土曜授業で時間をというような状況ですから、中身は別にしましても、授業時間的には完全にクリアできたという状況の中で、今、どのようにしましょうかというところで、このまま二学期制を進めてもよかったのですが、時間数の確保というのはできましたので、保護者の皆様や関係者の皆様にアンケートを取った結果、三学期制に戻しましょうという経緯があります。大橋委員が今おっしゃっていただいたような、しっかりと子どもを見ていこうという教師の意識と、子どもたちも、夏休みなので遊んでしまえというような意識ではなくて、ある程度計画的にやるといったようなリズムを持った中身というのは、十分プラス面として継承していかなければならないと考えております

し、夏休みは今までの夏休みとは違いまして、補習という言い方が正しいかはわかりませんが、学習補填はどこの学校もやっている状況がありますので、それは非常にいい点として考えていかなければならないと思います。

もう一つ、余談になりますが、現場にいた身から言いますと、二学期制になって通信簿が非常にわかりにくくなりました。単元がなくなったので、表記が指導要領的な言い方で、関心意欲があるとか、あるいは科学的なものの見方ができるといわれていますので、今回も、それは二学期制の時にも多く言われていましたが、細かく評価しながら、ミニ通知表を作ろうという話も出ましたが、三学期制に戻していくのならば、もう少しわかりやすいような評価の仕方してもらわないといけないと思います。今後、校長会ともタイアップしながら学習内容や評価に関してはもう少し研究をしてですねもう一度わかりやすい通知表であったり、短いスパンで評価できるようになりますので、それに合わせた評価の仕方なども考えていかなければならないというように考えていますので、三学期制に変わりますよと通知して終わりではなくて、学校とのやり取りはさせていただこうと思っています。

(松岡委員)

教育長さんが昔の三学期制に戻すという表現が使われていましたけども、この表題を見ると、平成28年4月から新しい三学期制が始まりますとなっていて、昔の三学期制とは違うというものを始めるということですか。その場合、何が新しいのかというのを説明しないと疑問が残る表題ではないかと思います。

(指導課主幹)

その部分ですけれども、四角囲いの一番下になるかと思いますが、二学期制の成果は生かした、といった部分が新しい三学期制の実施、先ほど言っていた三学期制から二学期制に変えていくときに見直して確認してきた教師の姿勢であったり、指導と評価、相対評価から絶対評価へ変わる中で授業のあり方などについてもずいぶん前から変わりました。その部分も含めて、二学期制の成果、二学期制の時期を過ごしてきたことによって、変わっている部分というのをしっかりと引き継ぎながら三学期制の区切りのよさというのをうまく活用していくという意味で、新しいというようにところかと思えます。実をいうとそのあたりをつらつらと書いていた原案はあるんですけども、読んでわかっただけかというとなかなか難しいところもありまして、広く周知する部分につきましては、このように変わりますよという、骨格の部分だけをお示しして、実際には変わっていく中で進めていくという風に考えています。

(教育長)

私も三学期制に戻すということで、二人の委員さんにおっしゃっていただいたように、また、指導課の主幹も申しましたように、二学期制の良さを生かした、という部分をきちんと踏まえていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(伊藤委員)

私が何を聞いたかったかと言いますと、行事やいろんなこと、あるいは成績を見直したり、指

導案を見直したり、ということで1年猶予があったわけですが、先ほども大橋委員からもあったように、夏休みの活用を、二学期制の時もちゃんと補習をしていたということ。今度は成績が出るので、補うことは非常にやりやすいと思います。ですから、そのような点をきちんと見直して、最後の行にあるように、二学期制の成果を少しくらい書いておいてはどうかと思います。たとえば、何々といったようなもの程度でも、何が正解であったのか、最初から二学期制の方であればわからないと思うので、少し書いておいた方がいいと思います。

また、先生がどのように取り組むかによってどうにでもなるようなことであると思います。私は、この前ある高校で若い先生に、なぜ子どもが学ばなければいけないと思っていますかと質問したことがあります。なかなか答えられず、聞かれてぱっと答えられないようなことだということと、それを教えていないということです、子どもに。そういうことを先生が子どもに話せるような、たとえば中学でしたら偏差値の高い高校へ行くために頑張れという風に指導をしているのであれば、そのような学びではいけないと思います。しかし、そのような行動をしている訳です。保護者もそのような行動をしている訳です。すると、それは学調の結果ということになっていく訳です。もっと必要なことは、なぜ学ばなければならないのかということを実際に分かっていないと、もちろんここで皆さんになんで学ぶのかということと言わないけれど。

そのような議論を先生方がしてほしい。その高校では年度末にもう一度話し合うから、一度議論をしておいてくださいということも、議論をすることが必要で、三本柱ありますよね、なぜ学ぶのかということは。そのようなことが子どもたちにも伝わっていくような使命感を持った教師になってほしいというのが、このような制度を変えるときは特に安易な方に流れることが絶対にないようにしてほしい。それだけが心配されていることです。給食でも同じですが、女性が働く社会になってきているので、給食は絶対に必要だと思います、午前中に終わっても給食はやるという発想になっていかなければならないと思います。先生方もそのようなイメージを変えていかなければならないと思います。世の中の動きと、学校だけ特別というわけではないので、そのようなところもきちっとしていかなければならないと思います。

(稲垣委員)

これは学校が出すのではなく、教育委員会が出すということに意味があると思います。この文章を読むと、正直、各学校の校長先生からもらうものと遜色なく、あまり違いが感じられない。やはり、教育委員会という、少し現場から離れているからこそ、もう少し保護者への教育というようなところも含めて書くような、たとえば年3回あなたのお子さまは評価されていますので、この評価や伝えかたを工夫しますというのはあくまでも教育者側の視点です。

そうではなくて、年3回出ること、あなたのお子さんにこのようなメリットがありますよというような、保護者にはこのようなことをぜひやってくださいというような、保護者をお客様にしなくてもいいのではないかと。教育委員として、保護者の皆さんに、もう少し新三学期に向けて保護者も新しいものに向けて意識を持ってかわってくださいというニュアンスを、学校が出すといやらしくなると思いますので。少し文面のニュアンスをですね、学校からの連絡表は、年3回に変わります、学習状況や生活状況がよりわかりやすくなりますので、ぜひそれを通信簿をもとにお子さんに関わる回数を増やしてみてくださいとか、あるいは給食も今年度と変更はありませんので、安心してくださいなど、保護者に教育していくような、教育委員会だからこそ言え

る視点からの子どもへのメリットはなんなのか、というのがもう少し欲しいと思います。

(伊藤委員)

私ももちろんそれは大切であると思います。教育委員会は保護者にやってほしいことを言うべきであると思います。学校は、保護者に「これをやってください」というと「それは学校がやることではないですか」と言われてしまう雰囲気があります。でも、それは大事なことで、今はアカウンタビリティの政策によって、教育は保護者と先生と一緒に子どもを成長させるというのが今までの考え方でしたが、どうもサービス業になってきていると思います。学校現場はそれに近づいていると思います。そのような大事なことを教育委員会は腰を据えてやっていくということが大事ですので、今のような文面で親にアピールしていくことは非常に大切であると思います。大変ではありますが。

(教育長)

この通知については、少し目線を変えるとともに、保護者とともに作り上げていきたいと思います。このようなニュアンスのものにしたいと思います。申し訳ありませんが、文面はお任せいただきたいと思いますが、よろしく願います。

この件につきましては、ほかにありましたらお出しいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、この「3学期制移行に関する保護者周知文」につきましては、これで終わらせていただきたいと思います。

(教育長)

ちょっと先に連絡事項を確認したいと思います。教育総務課長、お願いします。

(行事予定、連絡事項を伝達)

(教育長)

続きまして、非公開した幼稚園の再編に伴う対応について事務局から説明してください。

【非公開にて議事を進行】

幼稚園再編に伴う対応について協議

学校の適正規模・適正配置について協議

小・中学校における課題対応について報告

(教育長)

それでは、以上をもちまして平成27年7月の教育委員会定例会を終了いたします。

(午後3時47分終了)